

# 森林

～須崎地区森林組合広報～



- 02 組合長挨拶／令和3年度第46回通常総代会開催
- 03 感謝状贈呈／令和2年度決算報告／専務挨拶
- 04 森林経営計画とは／第1070回市高知県森連高幡共販所
- 05 ～機械化への取組み～シリーズ第4回目『無人航空機(ドローン)』／つち期間表
- 06 地籍調査の一筆地調査
- 07 森林の土地の所有者届出制度の概要
- 08 新入社員紹介／永年勤続表彰／求人／編集後記

組合長挨拶

この度の6月24日総代会後の理事会におきまして、代表理事組合長に再任いただきました細木啓延です。今期につきましてもよろしくお願いいたします。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、産業や経済に大きな影響が及び、森林・林業分野においても木材価格の下落や需要の減少など多くの影響が出ました。ワクチン接種が進んできたとはいえ、いまだ終息の見通しは立っておりません。本年度についても厳しい状況が続くと予想しております。

昨年、森林組合法につきましても改正され、森林組合系統の経営基盤強化に向け、合併以外の事業譲渡・吸収分割・新設分割といった多様な連携手法が導入されることとなったほか、正組合員資格の拡大や業務執行体制の強化策が講じられることとなり、集積・集約・木材販売の強化を通じて山元への利益還元を進めていくことができるよう本年4月1日より施行されていきます。

また、現在のわが国の政治、経済は脱炭素に向けて大きく動き始めてお

り、2050年に向け高知県もカーボンニュートラルを目指すことを表明しました。森林は二酸化炭素の吸収源となるなど「持続可能な開発目標(SDGs)」の17の目標のうち、14の目標の達成に貢献するとされており、その重要性はますます高くなっております。

当組合といたしましても今後の目標として、コロナ後の新たな生活・行動様式を受け入れながら、需要に応じた原木の直接販売による安定供給体制を進めるとともに、再造林の推進、将来にわたる森林資源の循環利用に向けた取り組みを進めていきたいと思っておりますので、組合員、関係機関の皆様のご指導、ご鞭撻、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

久保文彦理事に感謝状贈呈

令和3年度役員改選のため、定年を迎え退任された久保文彦理事の功績に対し、高知県森林組合連合会代表理事会長より感謝状と記念品が贈呈されました。

非常勤役員として12年間、組合事業に貢献いただき誠にありがとうございました。

役員一同心より感謝申し上げます。

損益計算書 (自 令和2年4月1日～至 令和3年3月31日)

(単位:千円)

科目	小計	合計	指導	販売	加工	森林整備
事業総損益	事業総収益	359,187	0	121,443	3,340	234,404
	事業総費用	233,691	586	74,869	4,774	153,462
	事業総利益		125,496	△ 586	46,574	△ 1,434
事業損益	事業管理費	115,813	2,805	25,217	1,440	86,351
	事業利益		9,683	△ 3,391	21,357	△ 2,874
経常損益	事業外収益	13,883				
	事業外費用	10,954				
	経常利益		2,929			
特別損益	特別利益	20,151				
	特別損失	23,813				
	特別損益		△ 3,662			
法人税、住民税及び事業税		2,438				
当期剰余金		6,512				
前期繰越剰余金		50,728				
役員退任慰労積立金取り崩し額						
当期末処分剰余金		57,2407				

令和2年度 剰余金処分案 (単位:千円)

摘要	内訳	小計	合計
I. 当期剰余金			57,240
II. 剰余金処分額			
法定準備金		1,400	1,400
III. 次期繰越剰余金			55,840

総合貸借対照表 (自 令和2年4月1日～至 令和3年3月31日)

(単位:千円)

資産の部			負債の部		
流動資産	現金	438	流動負債	買掛金	500
	預金	50,420		短期借入金	50,816
	売掛金	1,434		未払金	38,447
	未収金	116,465		未払法人税等	2,438
	棚卸資産	37,347		預り金	10,771
	その他	4,965		受託販売預り金	4,929
小計	211,069	受託販売預り金(みどり)	1,198		
固定資産	有形固定資産	188,426	固定負債	前受金	791
	無形固定資産	0		小計	109,890
	外部出資金	37,502		リース債務	56,272
	その他	12,382		退職給付引当金	45,399
	小計	238,310		役員退任慰労引当金	4,451
合計	449,379	小計	106,122		
純資産の部					
資本	出資金	110,087			
	利益剰余金	123,280			
	小計	233,367			
合計		449,379			



令和3年度 第46回通常総代会開催

令和3年6月24日午後1時30分より、須崎市市民文化会館1階大会議室で開催しました。総代出席状況 総代210名のうち134名(うち書面118名)出席でした。審議された議案は次のとおりです。

- 第1号議案 令和2年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書、注記表、付属明細書、剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 令和3年度事業計画設定の件
- 第3号議案 令和3年度借入金最高限度額決定の件
- 第4号議案 令和3年度一組合員に対する貸付金最高限度額決定の件
- 第5号議案 令和3年度預け入れ先金融機関決定の件
- 第6号議案 令和3年度役員報酬額の決定の件
- 第7号議案 森林組合法等改正に伴う定款の一部改正の件
- 第8号議案 役員改選の件
- 第9号議案 役員退任に対する慰労金支給の件

附帯決議 本議案の決議事項について軽微な事項の修正及び行政庁より指示がある場合には、本旨に反しない範囲において修正することを組合長に一任する。  
議長に選出された北澤一男氏の議事進行により、すべての議案が原案のとおり承認されました。



専務 挨拶



この度、6月24日の総代会後の理事会におきまして、代表理事専務に選任いただきました笹岡當司です。前職では共販事業、素材生産、仕分け販売事業において森林組合と関係のある事業に携わっておりますが、今回、森林組合の経営に係る職務に就くこととなりました。

組合の経営に関しては若輩者ではありませんが、今までの経験を生かして全力で職務に取り組み参りますので、皆様方のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

林業を取り巻く環境は、住宅着工数は減少を続けていくなかで、外材の価格高騰による輸入量の減少から国産材の需要増加が高まりつつあります。林業従事者の高齢化による担い手不足が問題となるなか、新たな森林管理制度の施行により、これからは森林所有者が自ら経営、または民間事業者に委託し経営管理することに加え、適切な経営管理を行うことができない森林に関しては市町村が所有者の意向を確認し権利の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなります。その中で地域の林業経営の重要な担い手である森林組合の果たすべき役割は重責であります。また、森林組合法の一部改正に伴い組合間の多様な連携手法の導入、正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化が盛り込まれており、森林組合を取り巻く環境も変化しつつあります。これらを踏まえ、新しい執行体制を構築して地域の森林整備、林業振興、人材育成、組合経営の安定化を目指し事業に取り組んでまいりますので、組合員の皆様並びに関係者の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

現在、林業における各現場では、林業イノベーションの動きの一つである無人航空機(ドローン)などのICT技術を用いた取組みが活発化しています。当森林組合でもドローンを2機所有し、保育・収穫事業・造林事業などの分野で資源管理・生産管理・育林管理を行っています。ここでは、林業機械をシリーズ化で紹介してきましたが、第4回目の今回は、『森林施行管理』で使用する機械『ドローン』を紹介します。



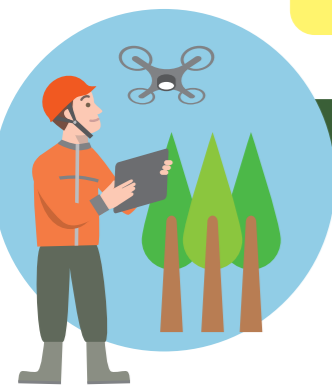
**Q. この機械はどんな作業(仕事)をするがぜよ?**

**A. ラジコン飛行機みたいにコントローラーであやつて飛ばすがやけど、カメラがついちゅうき写真も動画も撮れて、今まで見れなかった空からの状況がすぐにわかるがよ。ここにどんなもんが生えちゅうとか、ここが間伐遅れちゅうとかの把握がすぐに来てデータも残せるが。結構遠くまで飛ばし山を広く見ることもできるしね。**



**そうかえ、それやったらわざわざ遠くの山へ入る事もせんでもよくなるねえ。**

**そうなが! 高知の山は急傾斜地が多いき、山入っていくのにも一苦労やけど、ドローンを飛ばすことによってスピーディーに山の情報を得る事ができて、パソコンと一緒に使えば簡単な作業道の路線設計、作業区域の設定なんかもすぐにできてしまうがよ!**



**ドローンを使うメリット ~記憶からデジタル記録の森林管理へ~**

- 資源・境界情報などをリモートセンシング技術を活用する事で人手と時間をかける事なく森林を管理でき、記憶より確実な情報を未来に残せる。
- パソコンのソフト(GIS)などを使う事によってデータの蓄積、他者とのデータの共有化が可能になる。

**令和3年(2021)つち期間表**

この期間中は木材・竹材の伐採は避けましょう! 虫が入り、腐りやすくなると言われています。また、古老の説によると東京を軸に暦が作成されている関係から(潮に干満の差があるように)高知県西部地域は3日遅れて、つち入りをしているようです。

つち入り	伐倒禁止期間	つち明け
9月19日	← 14日 →	10月3日
11月18日	← 14日 →	12月2日



**森林経営計画**とは??

森林経営計画とは、自分で山を持つ「森林所有者」または「森林の経営の委託を受けた者」が、「自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林」を対象として、林業工程を含めた森林の施業及び森林の保護について作成する計画で「5年を1期」としてまとめられます。

適切な森林経営計画を立てる事により、「一体的なまとまりを持つた森林」が計画に基づき、適切な林業の施業と適切な森林の保護を受ける事により、従来の森林が持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

**● 森林経営計画を立てるメリット**

● 税制上の特例措置  
所得税の面で、「山林所得に係る森林計画特別控除」と「林地の譲渡にかかる特例」の特例扱いがあります。また相続税の面で、「立木及び林地に係る課税価格の計算特例」や「計画伐採に係る相続税の延納などの特例」「山林についての相続税の納税猶予制度」などが特例措置として認められます。

相続税関係については都道府県によって計画書の記載事項や、必要

**森林作業のサイクル**

優良な木を育てて出荷するのが林業という仕事。その内容は、このサイクルに示したことがメインとなる。他にも林道の整備や倒木の処理なども森林作業に含まれる。



**造林・林産事業内容**

森林経営計画を立てる事により、予算面などのメリットも大きいほか、手厚い森林の保護ができるため日本の森の未来を守る事業でもあるといっても過言ではないでしょう。

な書類が異なるため注意が必要となります。

**第1070回市 高知県森連 高幡共販所**

令和3年7月1日現在

単位:円

材長	樹種 径級	杉			桧			
		直	小曲	大曲	直	小曲	大曲	
4m	6~8cm	8,500	6,000		10,000	10,000		
	9~12cm	9,000	9,000		12,500	12,500		
	13~14cm				18,000			
	15~16cm	15,000	10,000	7,000	44,500	33,000		
	18~22cm	16,000	14,500	10,000	30,500	27,500	18,000	
3m	6~8cm				8,500	8,500		
	9~12cm	8,000	8,000		9,000	9,000	7,850	
	13~14cm				15,000	11,000		
	15~16cm	20,000	14,800	7,000	45,500	33,000	12,500	
	18~22cm	21,000	19,500	11,000	34,500	31,500		
2m	24~28cm	21,000	19,500		28,500	25,500	12,500	
	13cm下		4,000			4,000		
	14~16cm		4,000			9,000		
	18~22cm		4,000	4,000		9,000		
6m	24~28cm		6,000	4,000		11,500	11,000	9,500
	16cm	21,000			30,000			
	18~20cm	22,000	19,000	17,000	34,000	31,000	29,000	

ウッドショックの影響で一時的なものです。年末にかけて価格が下落する可能性があります。

**上記は協定価格となりますが、材の品質および形状によってはこの価格とは異なります。**

全国的な原木(国産材)不足の影響により、大幅に原木価格が上昇しております。虫害が酷くなる季節になりましたので、伐倒後は早めに出荷して頂きますようお願いいたします。

杉、桧ともに材長問わず直造材を主体としてください。また、曲以下材も併せて価格上昇しておりますので、本表を確認の上、造材および出荷をお願いします。なお、不明な点が有りましたら共販所へお問い合わせください。

杉、桧ともに6m材につきましては、18~20cmを主体とした造材をお願いします。**全ての出荷材に10cm程度の余尺を入れて下さい。**

**※高齢木・良材は共販所へ相談して下さい。**

40~60年生程度の一般材もしくは末口直径34cm以下の材については、元の根張りはずした造材をお願いします。市況や造材方法についての疑問・相談は、お近くの共販所までお問い合わせください。

# 森林の土地を取得したときは届出が必要です

～ 森林の土地の所有者届出制度の概要 ～

詳しくは、所有者となった土地がある市役所・町村役場や、都道府県庁又は出先機関の林務担当までお問い合わせください。

## Q なぜ届出制度ができたのですか？

- A 森林の所有者が分からないと、
- ① 行政が森林所有者に対して助言等ができない
  - ② 事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、平成24年4月から森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制度が創設されました。なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。



適切に森林整備を推進！

## Q どのような場合に届出が必要なのですか？

A 個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林<sup>※1</sup>の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出<sup>※2</sup>を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※1 都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

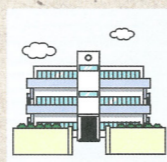
※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。  
市街化区域:2,000m<sup>2</sup> その他の都市計画区域:5,000m<sup>2</sup> 都市計画区域外:10,000m<sup>2</sup>

## Q どのように届出を行うのですか？

A 所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。



届出書の提出



市役所・役場

作成：林野庁森林整備部計画課



# 地籍調査の一筆地調査(現地立会)を 須崎市・土佐市・中土佐町にて行います。

須崎地区森林組合では、市町村が主体となつて行う地籍調査の一部の、『一筆地調査(現地立会)』に平成24年度より参入しております。今年度は管内の3市町と委託契約を結び『須崎市下分乙』『中土佐町久礼・上ノ加江』『土佐市甲原・市野々』の各地区の一部にて一筆地調査を実施いたします。

地籍調査とは一筆(※)ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査であり、その工程内の一筆地調査とは原則その土地の所有者や代表者、若しくは相続人や相続人代表者の方に立ち会っていただき境界の確認を行う作業です。

地籍調査を実施することにより、境界や面積、土地に関する登記の情報が正確なものとなり、土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化、適切な森林管理など多方面へのメリットが発生します。また地籍調査の事業費は国土調査法に基づき、国・県・市町村が負担するため個人負担はありません。

しかしながら一筆地調査にて境界確認が出来ない場合は『筆界未定地』となり、境界や面積、土地に関する登記の情報が不確定なままとなるため、土地の売買や抵当権などを設定する場合には相手方の承諾が必要になったり、相続贈与、売買などでの分筆が困難になったり、合筆や農地転用が困難となります。また筆界未定地を解消する場合には所有者間で境界を決定、測量し、法務局へ地図訂正と地籍更正の申請が必要となり、そのためには隣接所有者への境界立会依頼やその日程調整、専門家への調査・測量の委託や、登記手数料といった経費を個人で負担する必要があるため、大変な手間と費用がかかります。

今年度の関係者の方々には順次市町より案内文書を発送し、現地立会日のご連絡をさせていただきますので、何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

## 令和3年度に須崎地区森林組合が実施する地籍調査(一筆地調査)内訳

市 町	大 字	予定面積	対象筆数	備 考
須 崎 市	下分乙	0.91km <sup>2</sup>	394筆	
中土佐町	久 礼	0.50km <sup>2</sup>	585筆	大坂地区の一部
	上ノ加江	0.07km <sup>2</sup>	43筆	小草地区の一部
土 佐 市	甲 原	0.73km <sup>2</sup>	460筆	
	市野々	0.65km <sup>2</sup>	250筆	

※土地の所有権等を公示するため、人為的に分けた区画のこと。土地は「筆」(ひつ)という単位でカウントされます。登記所では、一筆ごとに登記がなされ、土地取引等の単位となっています。

まんが地籍調査QRコード▶  
(国土交通省のWebサイトに  
つながります)



地籍調査について  
まんがで見られます。

# ～須崎地区森林組合 新しい担い手の紹介～



今年新たに入社しました4名です。現場での木材搬出にかかる伐倒・造材作業に従事し、日々頑張っています。

コツコツと、めげずに頑張ります！

さたけ にしき  
佐竹 仁士紀



生年月日 平成12年2月29日  
出身地 中土佐町  
趣味 海のレジャー

怪我なく安全に作業を頑張ります。

やまさき なち  
山崎 南潮



生年月日 平成12年10月10日  
出身地 高知市  
趣味 スポーツ



福岡県から高知県に来て、林業もやったことがない初心者ですが、早く立派な山師になれるように誠心誠意頑張りたいと思います。

かわさき りょう  
川崎 凌



生年月日 平成9年12月4日  
出身地 福岡県  
趣味 サバゲー



早く一人前になれるように頑張ります。

おおい ゆうだい  
大井 裕内



生年月日 平成13年1月12日  
出身地 高知市  
趣味 スポーツ



## 森林調査員(業務補助職員)募集

須崎地区森林組合概要	〒785-0024 高知県須崎市安和 925 就業エリア：主に、須崎市・土佐市・中土佐町・津野町(旧葉山村) 事業内容：森林整備全般(木材の伐採・搬出・販売事業・造林事業・地籍調査業務)
仕事の内容	森林調査情報整理・図面作成・名簿整理
必要な技能	普通自動車運転免許(AT限定不可)
対象年齢	平成3年(1991年)以降生まれの方
就業時間	8:30～17:30
休日等	土日祝日休み 年末年始休みあり
基本給	当組合規定による 通勤手当あり
求人数	2名
問い合わせ先	須崎地区森林組合 総務課 担当：竹村 e-mail: susashin@shirt.ocn.ne.jp <b>TEL:0889-43-0030</b>

経験者歓迎!!



## 永年勤続表彰

当組合林業技術員の山崎墨さんと、並川繁也さんが高知県森林組合連合会より永年勤続表彰を頂きました。  
この表彰は、森林組合での就労年数10年以上の者に与えられる名誉ある賞です。二人共まだ20代と若いですが、これまで培ってきた経験と高い技術力で大いに存在感を発揮しています。また、後進の育成にも努めてくれるなど、当組合にとって既に無くてはならない存在になっています。これからも安全・健康を第一に、益々のご活躍を祈念しています。



## 編集後記

新型コロナウイルス感染急拡大の影響で、今年度総代会も「書面議決権行使」を推奨する形態での開催となりました。総代の皆様にはご理解とご協力をいただき、全議案につきまして可決承認頂くことができました。誠にありがとうございました。何も気にせず外に出られる、会いたい人に会える、そんな日常が戻りますように、感染症の一日も早い終息を願うばかりです。

最後になりましたが、まだまだ残暑厳しい中、健康には十分気を付けてお過ごし下さいませ。

〒785-0024  
高知県須崎市安和925番地  
須崎地区森林組合

TEL 0889-43-0030  
FAX 0889-43-0031